に示すところにより沖縄総合事務局開発建設部長から令和６年度那覇港（新港ふ頭地区）係留施設土質調査（その２）に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けている者であること。

⑵　各構成員は実施する分担業務に応じて１名以上の担当技術者を配置できること。

また、代表者たる構成員は、管理技術者１名を配置するものとする。

⑶　業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

２－３　入札参加者間の公平性

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、沖縄総合事務局開発建設部競争契約入札心得（平成25年12月16日付け府開管理第1943号）（以下「競争契約入札心得」という。）第４条の３第２項の規程に抵触するものではないことに留意すること。

⑴　資本関係　以下のいずれかに該当する二者の場合。

①　子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。②においても同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合

②　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

⑵　人的関係　以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

①　一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあっては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

②　一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第２項又は会社更生法第67条第１項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

③　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

⑶　その他の競争の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の競争に参加している場合その他上記⑴又は⑵と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

２－４　参加表明書に関する要件

⑴　参加表明書の提出者に関する要件

①　同種又は類似業務の実績　下記に示される同種又は類似業務について、平成26年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務は実績として認めない）において１件以上の実績を有さなければならない。

・同種業務：港湾区域において海上ボーリングを実施した業務。

・類似業務：海上ボーリングを実施した業務。

なお、設計共同体の場合は構成員の全ての者が１件以上の実績を有すること。

②　実績として挙げた業務が、沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係）及び国土交通省各地方整備局・国土技術政策総合研究所発注業務（港湾空港関係）であり、請負業務成績評定を得ているものについては、当該点が60点未満の場合は実績として認めない。

③　令和２年度から令和４年度末までに完了した業務のうち、沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係）の業務区分「土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、測量業務」及び国土交通省各地方整備局・国土技術政策総合研究所発注業務（港湾空港関係）の業務区分「測量・調査」の３年間の平均業務成績が60点未満の場合は競争参加資格を認めない。

ただし、沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係）及び国土交通省各地方整備局・国土技術政策総合研究所発注業務（港湾空港関係）の業務成績がない場合は、この限りではない。

④　業務実施体制　業務の主たる部分を再委託するものでないこと。

業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。また、設計共同体の場合に業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。

⑵　配置予定管理技術者に対する要件

①　資格に関する要件　配置予定管理技術者は、以下のいずれかの資格を有する者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保出来れば可）でなければならない。なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課又は土地・建設産業局建設市場整備課）を受けている必要がある。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名を受けるためには指名通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。指名通知予定日は令和６年６月７日とする。

［1］　技術士：【総合技術監理部門（建設科目、応用理学科目）】の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

［2］　技術士：【建設部門、応用理学部門】の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

［3］　港湾海洋調査士：【総合部門、土質・地質調査部門】の資格を有し、「認定証書」の交付を受けている者。

［4］　ＲＣＣＭ：【港湾及び空港部門、土質及び基礎部門、地質部門】の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。（港湾関係の実務経験が３年以上ある者とする。ただし、業務期間の重複がある場合は、１つの期間として計上することとする。）

［5］　地質調査技士（港湾関係の実務経験が大卒者は５年以上、高卒者は８年以上ある者とする。ただし、業務期間の重複がある場合は、１つの期間として計上することとする。）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

［6］　土木学会認定技術者【特別上級、上級、１級】の資格を有し、「資格認定書」の交付を受けている者。

［7］　ＡＰＥＣエンジニア【Industrial、Civil、Structural、Mechanical、Electrical、Chemical、Geotechnical、Environmental、Mining】の資格を有し、「登録証」の交付を受けている者。

②　業務実績に関する要件　配置予定管理技術者は、以下に記載するいずれかの実績について平成26年度以降公示日までに完了した業務において１件以上の実績を有さなければならない。ただし、実績として挙げた業務が、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は実績として認めない。職務上従事した立場は管理技術者・主任技術者又は担当技術者とする。

・同種業務：港湾区域において海上ボーリングを実施した業務。

・類似業務：海上ボーリングを実施した業務。

なお、実績として挙げた業務が、沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係）及び国土交通省各地方整備局・国土技術政策総合研究所発注業務（港湾空港関係）であり、請負業務成績評定を得ているものについては、当該成績が60点未満の場合は実績として認めない。

③　業務成績に関する要件　令和２年度から令和４年度末までに完了した業務について、担当した沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係）の業務区分「土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、測量業務」及び国土交通省各地方整備局・国土技術政策総合研究所発注業務（港湾空港関係）の業務区分「測量・調査」の３年間の平均業務成績が60点未満の場合は競争参加資格を認めない。

ただし、沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係）及び国土交通省各地方整備局・国土技術政策総合研究所発注業務（港湾空港関係）の業務成績がない場合は、この限りではない。

※　管理技術者又は主任技術者として従事した実績に限るものとし、担当技術者及び照査技術者として従事した実績は除くものとする。ただし、管理技術者又は主任技術者として従事した実績が無い場合には、担当技術者として従事した実績とする。